

第 6650 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 29日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 金融商品の時価

**Q** : 法人税において、金融商品の時価が見直されたそうですが、どのようになったのですか？

**A** : 企業会計と同様になりました。

### 【解説】

金融商品の時価は、企業会計が改正されたことを踏まえ、法人税においても、売買目的有価証券及び短期売買商品等の時価法により評価した金額を次のとおりとしました。

①取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、その他価格公表有価証券及び短期売買商品等(暗号資産を除く)で事業年度終了の日において公表された最終の売買の価格及び気配相場の価格のいずれもないものについては、同日前の最終の売買の価格又は気配相場の価格が公表された日でその終了の日に最も近いものを基礎とした合理的な方法により計算した金額とする。

②①以外の有価証券(株式又は出資を除く)については、その有価証券に類似する有価証券について公表された事業年度終了の日における最終の売買の価格又は利率その他の指標に基づき合理的な方法により計算した金額とする。

③①以外の有価証券(株式又は出資に限る)については、その時価法により評価した金額は、改正前と同様に、その有価証券のその事業年度終了の時における帳簿価額とする。

この取扱いは、令和2年4月1日以後に終了する事業年度において適用されます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】